

「（仮称）宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1		前倒し調査	1次	<p>①「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について（H30, NEDO）」に示されるような前倒し調査について、配慮書段階では、「2022年1月より2営業期分の希少猛禽類を対象とした鳥類調査（定点調査）を実施」とされていましたが、鳥類調査（定点調査）は既に終了していると解してよろしいでしょうか。</p> <p>②鳥類調査（定点調査）以外に前倒し調査の実施（又は予定）している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。</p>	<p>①ご指摘のとおり、2営業期分の希少猛禽類を対象とした鳥類調査（定点調査）は2023年8月に完了しております。</p> <p>②猛禽類以外の前倒し調査は実施しておりません。</p>
1-2		相互理解等	1次	<p>配慮書段階では「事業者としてコミュニケーションを図るタイミングとその内容（住民説明会の実施や広報紙の活用等を想定）については、情勢や時期を踏まえて吟味し、適切に実施したい」とのことでしたが、これまでどのような対応を行ってきたか、今後どのように対応される計画か、ご教示ください。</p>	<p>方法書縦覧開始前の2024年1月～3月にかけて関係市町村の近隣地区を中心に計10回の事業説明会を開催し、本事業について地元の理解を得るように努めました。確定した予定ではありませんが、今後も適宜（例：現地調査終了後の結果共有、準備書届出前など）対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する方向です。</p>
1-3		図書の公表	1次	<p>貴社ウェブサイトによると、本方法書のインターネットでの公表について、縦覧期間以降も継続され、配慮書段階に比べ公表期間は延長されましたが、「次の図書の公開日または一年経過日のいずれか早い日まで」との期限が設定されています。また、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可能となっております。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>インターネットで公開される環境影響評価図書の印刷やダウンロードを不可としている理由としてデータの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は難しいものと考えています。</p> <p>一方で、弊社による環境影響評価図書の公開期間を最大1年間と従来よりも延長するとともに、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）からも閲覧できるよう幅広い周知に努めております。</p> <p><参考> http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-2_search/result_houhou.html?map_link=1&jid=0000_2021_048-0-0&reassess=0</p>

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	4 691	2.2.3 特定 対象事業により 設置される 発電所の出力 2.2.4 対象事業 実施区域 表7.2-3配慮 書及び方法書 における事業 計画（概要） の比較	1次	<p>①発電機の出力及び基数が配慮書段階から増加しています。単機出力・基数それぞれに対し、配慮書段階から変更となった理由をお示しください。また、対象区域を絞り込んだ一方で、発電所の出力及び発電機の基数は増加していますが、配慮書以降の検討内容及び区域の絞り込みと出力・基数の増加が両立する理由を説明願います。</p> <p>②配慮書の出力660,000kW程度、基数120～150基程度に対して、「今後送電容量が整備・増強されることを見越した上での実施可能な規模」とされていましたが、今回、出力1,000,000kW、基数120～160基程度と、区域を大幅に絞った上で規模が大幅に拡大しており、配慮書段階での想定区域設定条件について環境影響が大幅に大きくなる方向に変わっており、配慮書段階の予測・評価を改めて直した上で次の段階に進めるかどうかを検討すべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>③配慮書段階では、「本事業の配慮書では風車設置範囲や工事想定範囲を最大限設定していることから、方法書以降において事業区域が拡大することはなく」とされていましたが、今回、追加された区域が存在します。貴社の信頼性に関わる重大な問題と考えますが、認識を伺います。</p> <p>④調査・予測・評価の結果を踏まえ、準備書作成時に事業規模を縮小することもあるのか、若しくは、単機出力・基数が増加することや発電所総出力が増加することはあるのか、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①配慮書段階では初期段階の造成設計を実施する前であったため、簡易風況予測や風況調査等に基づき風車離隔を考慮した上で風車基数を想定しておりましたが、造成設計の過程で設置が見込める箇所が判明したため、配慮書段階より基数が増加した次第です。</p> <p>②出力や基数は増加しておりますが、発電所アクセス省令第18条では、環境影響を受ける範囲と認められる地域について、「対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域であること」との記載があり、今回の計画変更では事業実施区域（事業実施想定区域）が大幅に減少（配慮書：約131,000ha⇒方法書：約14,619ha）していることから、対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域も減少したことにより、環境影響を受ける範囲と認められる地域が減少していることから、環境影響は低減する方向の計画変更であると考えます。</p> <p>③指摘のとおり、配慮書段階では事業計画の熟度が高まっていなかったことから、配慮書から事業実施区域が一部拡大しております。なお、対象事業実施区域の追加にあたっては追加したエリアについては周辺に住宅がないことを確認しており、経済産業省にも事前協議の際に説明をしております。また、方法書においては追加した区域も含めて調査手法を設定しており、今後の調査、予測及び評価においても網羅できるように実施いたします。事業全体としては大幅に事業実施想定区域から事業実施区域を縮減しており（配慮書：約131,000ha⇒方法書：約14,619ha）、環境影響は低減する方向の変更であると考えております。</p> <p>④調査・予測・評価の結果次第では準備書作成時に事業規模を縮小する必要があると考えております。一方で、準備書の作成時期によってはメーカーのラインナップが変更となり単機出力が増加すること、設計を行っていく中で発電所出力が環境影響評価法の軽微変更（出力の10%以上の増加、事業実施区域の300m以上の拡大、関係地域の追加）を逸脱しない範囲で増加することはあり得ると考えます。その場合には、必要に応じて、追加の調査・予測・評価の実施を検討いたします。</p>
2-2	4	2.2.3 特定 対象事業により 設置される 発電所の出力	1次	<p>「最大出力が風力発電所出力を上回る場合は、これを下回るよう出力制限により対応する」とあるが、出力制限を行う場合と行わない場合で、環境への影響についてはどのような違い・差があるのか、事業者の見解をお示しください。</p> <p>また、出力制限を伴う計画となる場合、本来の発電機出力に比べ環境影響を過小に評価することになる可能性について、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>出力制限を行う場合、出力制限をしない機種と比較して騒音値が小さくなる可能性があるため、準備書における予測評価は出力制限を実施しない条件で、騒音の影響が最大となることを考慮した上で実施いたします。</p>
2-3	4	(a)対象事業 実施区域の位置	1次	<p>①2つの地区に分類されるとのことですが、2事業とはせず、1事業とすることを妥当とする理由をご教示ください。</p> <p>②2.2.1 対象事業の名称においては、「2発電所程度の風力発電事業」とされていますが、2発電所又は1発電所という意味でしょうか。3発電所以上となることも想定されるのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①下記、参考資料に基づき、配慮書時においても経済産業省と協議を行いました。管理の一体性の観点より宗谷丘陵地区、上幌延地区において同時期の工事工程を計画していることから、2事業ではなく1事業として環境影響評価手続きを進めることとしております。</p> <p><参考>太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/ichirensei/ichirensei.pdf</p> <p>②曖昧な表現となり申し訳ございません。宗谷丘陵地区・上幌延地区の2発電所を想定しております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	4 691	(b) 関係市町村 表7. 2-3配慮書及び方法書における事業計画（概要）の比較	1次	①工事関係車両の走行ルート上に位置する浜頓別町について、影響を最小限とすることから関係地域に含まない方針とされていますが、浜頓別町は、環境影響評価法第6条第1項における「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないのでしょうか。 浜頓別町を関係地域に含まないことを妥当とする根拠をお示しください。 ②配慮書段階で関係市町村であった浜頓別町及び中頓別町は、本図書では関係市町村に含まれていませんが、浜頓別町及び中頓別町の住民の方々への計画内容変更に係る周知はどのように行われたのか（又は行う予定なのか）、事業者の見解をご教示ください。	①工事計画については検討中ではございますが、現段階では浜頓別町に位置するコンクリート工場を候補の1つとしていることから、浜頓別町についても工事関係車両の走行ルートを設定しております。また今後の手続きにおいて浜頓別町に位置するコンクリート工場を選定する場合も受入れ容量には限りがあり、複数のコンクリート工場を起点とすることから浜頓別町に位置する一般国道238号において工事関係車両が集中することとはなく、利用するルートを分散する等の環境保全措置を講じることから工事関係車両の走行による騒音及び振動の影響は最小限に低減できると考えます。 ②浜頓別町及び中頓別町については方法書届出前に自治体へ事業計画を説明するとともに、関係地域に含めなくてよい旨の了承を得ております。今後も引き続き、適宜事業進捗を共有いたします。なお、浜頓別町及び中頓別町の住民の皆様に対して説明会は実施しておりません。
2-5	17 28	写真2.2 区域及びその周辺の状況	1次	雲や逆光等により、遠景が不明瞭なものや地表が暗いものが散見されますので、よく晴れた日の写真をお示しください。	修正箇所がわかるようにして、一部写真を差し替えましたので、別添資料「No. 2-5_写真」にお示しいたします。なお、宗谷丘陵②⑤、上幌延地区④の撮影地点については、方法書掲載写真より約1~3mずれております。
2-6	29	(1) 風力発電機の設備の配置計画	1次	①風力発電機の配置が明らかにされていませんが、適切な調査方法（現地調査地点等）の検討には、風力発電機の配置の情報が必要なものもあるため、配置計画を明らかにして方法書手続を実施することが望ましいと考えますので、現段階での風車の配置計画等をご提示ください。 ②今後、風車の配置によっては、本方法書で示されている調査地点等の見直しが必要となるおそれがありますが、どのように対応されるお考えでしょうか。	①風力発電機の配置は未確定であることから提示は難しいですが、方法書では現時点で想定する最も広域な設置検討範囲を示しております。現地調査計画の検討においては、設置検討範囲を基づき、最大影響を把握する観点から、調査計画の検討は可能であると考えます。 ②方法書記載の現地調査計画においては、現時点で検討している風力発電機の設置位置並びに改変箇所を網羅できるよう調査地点を設定しております。
2-7	29	1) 風力発電機の単機出力及び基数	1次	発電所全体の基数が示されていますが、各地区における基数をどのように決定される計画なのか、ご教示ください。	基数については、設計、調査、予測及び評価の結果及び地権者との協議状況を踏まえながら決定いたします。
2-8	32	2) 工事期間及び工事工程	1次	①工事工程の概要が示されていますが、2地区の工事を同時に進めるという理解でよろしいですか。 ②冬期休工期の時期は、どのように想定されているのか（〇月初旬～〇月中旬、など）をご教示ください。 ③本事業の着工時期及び運転開始時期の見通しをご教示ください。	①ご認識のとおりです。 ②冬季の休工期間は12月から3月を想定しております。 ③2029年4月着工、2033年3月運転開始の見通しですが、本スケジュールは道内の送電線の増強予定を踏まえて流動的に変更する可能性がございます。
2-9	32	(1) 工事に関する事項	1次	土地改変面積、盛土量、切土量及び植物伐採面積に係る想定をお示しください。	現時点では風力発電機の配置が未確定であることから提示は難しいですが、具体的な風車配置が明らかになる準備書では実際の工事に即して想定する改変面積及び土量を算出し、お示しいたします。 改変面積及び土量については最小限に抑えられるよう、配慮しながら設計を進めます。
2-10	33	図2. 2-6道路標準断面図（例）	1次	文字がつぶれており、一部判読できませんので、記載内容がわかるものをお示しください。	道路標準断面図（例）について、解像度をあげて、別添資料「No. 2-10_道路標準断面図」にお示しいたします。
2-11	33 35	4) 風力発電機設置地点の造成・基礎工事 5) 風力発電機据付工事	1次	使用する建設機械は可能な限り低騒音型、低振動型を用いる計画とのことですが、どのような場合に低騒音型、低振動型ではない建設機械を使用することが想定されるのかをご教示ください。	基本的には低騒音、低振動型の重機を使用して施工する予定ですが、場所打ち杭工事等、低騒音・低振動型の重機がない重機については通常のものを使う予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-12	38	9)残土	1次	①残土は事業実施区域内で処理すれば良いというものではなく、埋め戻し、盛土及び土捨場における処理する場合であっても、アセス評価項目の水質への影響だけでなく、住民理解に向けて災害防止の観点からの対応が必要と考えますが、安全性をどのように示していくのか、事業者の見解を伺います。 ②土捨場位置は現時点では未定とありますが、準備書提出段階で明らかになる予定でしょうか。	①残土は極力少なくなるように詳細計画を進めていく予定ですが、地盤安定性の検討を十分に行った上で残土処理を行います。耐震対策に加え、土砂崩れや土砂の流出が生じないよう、法面形状の安定性検討及び必要に応じて盛土内に排水層を設置する等の湧水、地下水、降雨等による浸透水への対策も行うことで、盛土安定化を図ることとなります。 ②具体的な風車配置が明らかになる準備書では土捨て場位置について配置案をお示しいたします。
2-13	38	(10)緑化	1次	①変更部分のうち、緑化について記載されているのが切盛土法面のみについてとなっています。ヤード等の造成面についても、風車供用後に必ずしも構造物に占有されるわけではないため、緑化を行うことが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②「極力在来種を使用した配合」とありますが、想定されている産地をご教示ください。	①ヤード造成面については、操業後のメンテナンス作業にて車両アクセスが想定される範囲は碎石舗装となり、それ以外の範囲は平場も緑化を行います。 ②緑化に伴う具体的な種や国内の産地は現時点で未定となります。
2-14	39	1)風力発電機の輸送計画	1次	「輸送計画を変更する可能性がある」とのことですが、対象事業実施区域（道路改良等）を拡張する可能性について、事業者の見解をご教示ください。	基本的に輸送計画による対象事業実施区域の変更はしない予定ですが、地権者及び施工に係る許認可の協議状況により輸送計画が変更する可能性がございます。変更があった場合には、必要に応じて、追加の調査・予測・評価の実施を検討いたします。
2-15	39 41	2)工事関係車両の主要な走行経路 図2. 2-10	1次	①終点を対象事業実施区域とした場合に、起点をどのように設定した上で、どのように経路を設定されたのかをご教示ください。 ②工事関係車両の主要な走行経路については、変更の可能性がないと解してよろしいでしょうか。変更の可能性がある場合には、騒音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点にどのように反映しているのかをお示しください。	①現時点で候補としているコンクリート工場を始点としております。具体的な経路はまだ確定していないため、走行する可能性のある道路を含めて経路を設定しております。 ②上記のとおり、走行する可能性がある道路を含めて経路を設定しているため、調査地点にも反映できていると考えております。
2-16	44	図2. 2-11 対象事業実施区域及びその周囲における既設及び計画中の風力発電事業の状況	1次	以下について、修正が必要かどうか確認してください。 ①（仮称）宗谷丘陵風力発電事業の対象事業実施区域は方法書段階のものではないでしょうか。 ②樺岡風力発電事業は今年の2月から10基稼働しているとのことですが、本図には10箇所以上設置位置が示されています。どれが正しい設置位置を示しているのでしょうか。 ③「稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）」が本図では「（仮称）稚内タツナラシ山ウィンドファーム」となっています。	①（仮称）宗谷丘陵風力発電事業の対象事業実施区域について、更新・修正して別添資料「No. 2-16_対象事業実施区域及びその周囲における既設及び計画中の風力発電事業の状況」にお示しいたします。 ②別添資料「No. 2-16_対象事業実施区域及びその周囲における既設及び計画中の風力発電事業の状況」のとおり、紫色の丸で示した10箇所が樺岡風力発電事業の風車設置位置です。 ③表が正しいため、「稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）」に修正して、別添資料「No. 2-16_対象事業実施区域及びその周囲における既設及び計画中の風力発電事業の状況」にお示しいたします。

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	65～	3. 1. 2水環境の状況	1次	海域の状況をお示しください。	対象事業実施区域は海域から離れていることから入れておりませんでした。 海域の状況について、以下のとおり整理いたしました。（別添資料「No. 3-1対応_海域の状況」参照） ・「4）海域の状況」を追加した。 ・図3. 1 - 5に海域の名称を記載した。
3-2	68 ～ 70	図3. 1-5(2) 河川及び湖沼、湧水の状況	1次	準用・普通河川の河川名を明示してください。	別添資料「No. 3-2_準用・普通河川名」にお示しいたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-3	71	図3.1-6 主要な河川の集水域	1次	<p>①対象事業実施区域内の北東部に集水域とはされていない白地の区域がありますが、当該区域の雨水等は全量地下浸透するというのでしょうか。主要な河川の集水域に含まれない区域がある理由をご教示ください。</p> <p>②本図にはパンケ沼が示されていませんが、上幌延地区の雨水等はパンケ沼を経由して河川に到達すると解してよろしいのでしょうか。</p> <p>③対象事業実施区域からの雨水等は、パンケ沼には流入しないと解してよろしいのでしょうか。</p> <p>④宗谷丘陵地区から宗谷湾までの範囲を拡大し、声門大沼周囲の河川状況を明らかにした図をお示ください。</p> <p>⑤配慮書段階では、「下苗太路川及び増幌川」は水産資源保護法に定める保護水面に指定されていること、「増幌川、頓別川、鬼志別川、知来別川」ではさけ・ます増殖事業が行われていることを指摘してしました。対象事業実施区域からこれらの河川に雨水等が流入するのかが、分かる図をお示ください。</p>	<p>①本図の集水域に関しては、国土数値情報ダウンロードサービスに基づく主要な河川の集水域（公表資料）を表示したものになります。</p> <p>②パンケ沼については、集水域のレイヤーと重複していたため、本図では表示しておりませんでした。上幌延地区の北側は下エコロベツ川を経由してパンケ沼に到達し、再び河川に接続すると考えられます。南側に関しては、南側周辺を流れる河川を流下するため、パンケ沼には接続しないと考えております。</p> <p>③ご認識のとおりです。</p> <p>④別添資料「No. 3-3_河川の状況」にお示しいたします。なお、拡大図についても、別添資料のとおりです。</p> <p>⑤別添資料「No. 3-3_河川の状況」とおり、増幌川、頓別川、鬼志別川、知来別川の各河川の集水域と対象事業実施区域の関係が分かる図面を作成いたしました。</p>
3-4	72	図3.1-6 (2) 主要な河川の集水域（宗谷丘陵地区）	1次	<p>猿骨川、猿払川、声間川及び天塩川の流域ごとに区分された図をご教示ください。</p>	<p>別添資料「No. 3-4対応_河川の集水域の状況」にお示しするとおり、猿骨川、猿払川、声間川及び天塩川の流域ごとに区分した図面を作成いたしました。</p>
3-5	74	(2) 水質の状況	1次	<p>自然的状況の調査範囲における湖沼及び海域について、水質の状況及び環境基準の確保の状況をお示ください。</p>	<p>自然的状況の調査範囲における湖沼としてはパンケ沼が調査地点となっており、文献の観測結果はp76～に記載のとおりです。なお、パンケ沼では環境基準の指定がされていません。</p> <p>海域については、稚内海域に観測記録があり、水質の状況は別添資料「No. 3-5対応_周辺海域（稚内海域）の水質の状況及び環境基準の確保状況」とおりです。稚内海域では海域の類型としてA、B、Cの指定（「稚内海域(1)」(St. 6)がC類型、「稚内海域(2)」(St. 4, 5)がB類型、「稚内海域(3)」は、(St. 1~3)がA類型に指定）があり、基準の達成状況は、CODは稚内海域(1)、(2)は達成、稚内海域(3)では未達成となっております。健康項目（カドミウム、鉛、ヒ素、総水銀、1,4-ジオキサン）の測定点においては基準を達成しております。</p>
3-6	76	(B) 健康項目	1次	<p>令和4年度の測定結果では、類型指定のある全ての地点において環境基準に適合していたとのことですが、令和4年度の測定結果をお示ください。</p>	<p>健康項目については、水域の「類型指定」には関係なく、全公共用水域に適用されますので、「類型指定のある全ての地点において」の記載は不適切でしたので削除させていただきます。健康項目の測定結果があるのはパンケ沼と音類橋のみであり、R4年度測定結果は別添資料「No. 3-6_健康項目_R4測定結果」とおりです。</p>
3-7	76	表3.1-13 表3.1-14 水質調査結果	1次	<p>「最大（最小）」とは、各年度の最大（最小）の平均値ではなく、5年間の測定結果における最大（最小）と解してよろしいのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、平均値ではなく、5年間（H31~R4）の測定結果における最大（最小）をお示ししております。</p>
3-8	77	(C) 生活環境項目	1次	<p>令和4年度の測定結果では、浮遊物質量（SS）、大腸菌群数について環境基準に適合していない地点があったとのことですが、令和4年度の全項目の測定結果を明示の上、その具体的内容をお示ください。</p>	<p>令和4年度の生活環境項目の測定結果を別添資料「No. 3-8_水質調査結果(生活環境項目)」にお示しいたしました。令和4年度の測定結果では、類型指定のある地点（天塩川下流(4)）において、環境基準に適合していない記録はありませんでした。環境基準に適合していなかったのは、天塩川下流(4)地点の過年度のSS、大腸菌群数でしたので修正いたします。</p>
3-9	83	表3.1-20 地下水の調査結果	1次	<p>出典が令和3年度までのものですが、令和4年度については確認されなかったのでしょうか。</p>	<p>令和5年12月に公表されていた令和4年度資料については、未確認でした。準備書において最新の情報を反映いたします。</p>
3-10	84	1) 土壌汚染の状況	1次	<p>確認された形質変更時要届出区域は、対象事業実施区域には存在しないと解してよろしいのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	84	(A)ダイオキシン類	1次	ダイオキシン類土壌汚染対象地域の存在有無をどのように確認されたのかをご教示ください。	「令和3年(2021年)度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について」(環境省HP)において、令和3年度末時点で対策地域に指定されている件数3件に当該地域が含まれていないことを、別添資料「No. 3-11_令和3年(2021年)度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について」のとおり確認しております。
3-12	94	表3.1-24 日本の典型地形	1次	宗谷丘陵の周氷河性波状地について、日本の地形レッドデータブック第2集で示された地形図の範囲は本図のとおりですが、その説明では「天塩川の北岸から北海道北端の宗谷岬まで、90kmにわたって南北に連なる丘陵」と記載されています。図書では、対象事業実施区域には重要な地形・地質は分布していないとされていますが、この地形は本当に区域に含まれていないのか、事業者の見解を伺います。	宗谷丘陵の周氷河性波状地について、弊社関連他事業における専門家ヒアリングによると、「当該地形は、表流水により比較的新しい時代に侵食された開析谷は含まれず、日本の地形レッドデータブック第2集で示された範囲、特に北側部分には広く周氷河地形が残っているものの、今回の対象事業実施区域に近い南側の範囲については、北側の範囲に比べると侵食が進んでおり、同地形のまとまりは小規模なものが部分的に見られる程度」となっております。 本事業の対象事業実施区域は上記の関連他事業よりもさらに南側の範囲に該当すること、位置的には、宗谷岬と天塩川の北岸を結び、本事業の対象事業実施区域の西側に外れること等から、本事業の対象事業実施区域には重要な地形・地質は分布していないと考えております。
3-13	122	表3.1-37 その他動物の重要な種(底生動物)	1次	注記2にある「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」は、令和5年12月に更新されており、ザリガニ(ニホンザリガニ)はアメリカザリガニ科ではなく、アジアザリガニ科となっているなど、変更点が見られます。底生動物に限らず、本項の重要種リストは分類を正しく示しているのか、最新の資料を確認の上、その結果をご教示ください。	表3.1-37は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度版」に基づいて作成しており、こちらに基づくと、ザリガニ(ニホンザリガニ)は、アメリカザリガニ科、ザリガニとなります。方法書では、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度版」に基づいて作成しておりますが、準備書では、その時点における最新の「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に基づき作成いたします。
3-14	125 ~ 127	図3.1-14 動物の注目すべき生息地	1次	いずれの地区もKBAと重複しており、風車の設置による影響を受ける可能性が想定されますが、どのように影響の回避又は十分な低減を図っていくのか、事業者の見解を伺います。	生物多様性の保全の鍵になる重要な地域であることから、専門家の助言を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討いたします。環境保全措置の検討にあたっては、風車の設置による直接改変を回避又は極力低減することを念頭に検討する方針です。
3-15	127 204	図3.1-14(3) 図3.1-39(3) 鳥獣保護区	1次	対象事業実施区域(道路改良等)の区域と鳥獣保護区が接していますが、道路改良等により鳥獣保護区内が改変される可能性はあるのでしょうか。	今後の検討にあたり、資材搬入路として道路改良等を行う場合には、鳥獣保護区内を改変する可能性もございます。また、鳥獣保護区内に現道が既に存在することから、改変箇所を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。
3-16	129 139	3)鳥類の渡り経路等	1次	p.129では海ワシ類が対象事業実施区域及びその周辺を飛行する事例が確認されていたり、p.139では海ワシ類・クマタカ・チュウヒなどの分布情報によりセンシティブマップの注意喚起レベルA3及びBのメッシュと重複していたりと、本事業による影響を受ける可能性が想定されます。配慮書段階では「影響の程度を適切に予測及び評価した上で、可能な限り影響を回避・低減できるように事業計画に反映する方針」と回答がございましたが、どこまでを「可能な限り」と考えているのか、事業者の見解を伺います。	風力発電立地検討のためのセンシティブマップでは、対象事業実施区域及びその周辺において、バードストライクとの関連性が高い重要種(チュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ)が分布していることや、水鳥類(マガン、コハクチョウ及びオオハクチョウ)及び猛禽類(ノスリ)の日中の渡りルートが確認されているため、調査結果や対象事業実施区域周辺の地形・環境、専門家の助言等を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行い、バードストライクの影響を回避又は低減できるよう、風力発電機の配置を含め、事業計画を検討いたします。なお、バードストライクには不確実性を伴うことから、弊社の他事業における環境保全措置の検証結果を踏まえながら、本事業でも目玉マーク等の環境保全措置を検討いたします。
3-17	141	図3.1-28重要種の分布	1次	タンチョウの生息が確認されたメッシュは、上幌延地区の一部と重複しているのみですが、P648の一般の意見には、「サロベツで繁殖するタンチョウは豊富町から浜頓別町に移動」とあります。対象事業実施区域全体を対象として、タンチョウの生息に対する事業者の見解をご教示ください。	既存文献等を踏まえると、対象事業実施区域内にタンチョウの繁殖地が存在する可能性は低いと考えておりますが、対象事業実施区域内を移動する可能性があると考えております。 タンチョウの生息地及びご指摘の移動に関するご意見を踏まえ、現地調査により渡りの経路を把握し、事業実施によるタンチョウの繁殖や渡りへの影響を適切に予測及び評価いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-18	161 ～ 170 181 ～ 183	図3. 1-3 図3. 1-36	1次	植生自然度の色の境目が分かりにくいので、境目がはっきり分かる図をお示しください。	境界がわかるよう、色合いを変更し、別添資料「No. 3-18対応_植生自然度（宗谷丘陵地区）」及び「No. 3-18対応_植生自然度（上幌延地区）」のとおり、拡大図を作成いたしました。
3-19	184	ク) 生物多様性の観点から重要度の高い湿地	1次	重要湿地について、詳細な範囲が示せないのは理解できますが、環境省のホームページには「各湿地の位置情報（地図上の点）は、絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点を示したもの」として示しているため、本図書でも同様の対応にておおよその位置は示す必要がないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、別添資料「No. 3-19対応_生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に重要湿地の位置をお示しいたしました。
3-20	205	2)食物連鎖	1次	第6章の生態系調査で上位性注目種としているノスリやチュウヒと、それらの餌資源調査対象種となっているネズミ類が捕食-被食関係になっていません。概略図であるにしても、本地域の生態系の概要が正しく反映されているのか疑問が残りますので、上記以外の関係も改めて見直し、修正の必要がないか確認の上、修正資料をご教示ください。	上位性注目種としているノスリやチュウヒと餌資源のネズミ類、ヒバリ等の捕食-被食関係を追記・修正いたしました。修正箇所を分かるようにして、別添資料「No. 3-20_食物連鎖図」にお示しいたします。
3-21	209 ～ 211 215 ～ 217	表3. 1-52、53	1次	景観及び人と自然とのふれあい活動の場については、公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報を元に抽出したとされていますが、選定にあたり、関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているでしょうか。している場合はその概要を、していない場合はヒアリングをせずに眺望点が網羅できているとする理由についてお示しください。	関係市町村への景観眺望点に関するヒアリング結果を、別添資料「No. 3-21_ヒアリング結果」にお示しいたします。なお、ヒアリング結果を踏まえ、眺望点または視点場位置や場の状況等を確認した上で、調査地点の追加を検討いたします。
3-22	212	図3. 1-42(1) 主要な眺望点の分布状況	1次	パンケ沼園地にはデッキが新設され、眺望利用ができるようになっていられると思われませんが、主要な眺望点として整理する必要はないでしょうか。647ページ記載の一般の意見において、パンケ沼園地を眺望点にすべきとの意見があった事も踏まえ、どのような検討を行った結果、眺望点とされなかったのかをご教示ください。	パンケ沼園地を眺望点といたしました。図3. 1-42(1)を更新したものを別添資料「No. 3-22対応_主要な眺望地点の分布+パンケ沼園地」にお示しいたします。
3-23	218	図3. 1-43(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況	1次	配慮書段階で指摘した下サロベツ原野自然探勝路の木道について、前ページの表の説明又は配慮書段階から更新されていますが、本図は更新されずピンターセンターからパンケ沼までのコースが示されたままなので、最新の情報になるよう整合を取ってください。	図3. 1-43 (1) を最新のものに修正いたしました。別添資料「No. 3-23対応_人触れ」にお示しいたします。
3-24	242	3. 2. 3河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	海域の利用状況をお示しください。	対象事業実施区域は海域から離れていることから入れていませんでした。海域の状況について、以下のとおり整理いたしました。（別添資料「No. 3-24対応_海域の状況」参照） ・「(1)河川、湖沼及び海域の利用状況」に更新した。 ・図3. 2-4に漁業権の情報を記載した。
3-25	242	(1)河川及び湖沼の利用状況	1次	①農業用、工業用等の利用状況をお示しください。また、さけ・ます増殖事業の有無をお示しください。 ②飲用の取水地点及びその集水域をお示しください。また、飲用以外にも利用がある場合には、取水地点及びその集水域をお示しください。	①役場等にヒアリングを実施し、公開・非公開の状況等を確認した上で、準備書に反映するようにいたします。 ②水道施設に関する情報を市町村にヒアリングを実施しております。ヒアリングが完了した段階で各地点の集水域の図面を作成いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-26	245	(2)地下水	1次	①表3.2-11で示された地下水の利用について、図3.2-5と整合が確認できませんので、正しい内容をお示ください。なお、取水位置を示せない場合は、その理由を含めて回答願います。 ②農業用、工業用、漁業用等の利用状況をお示ください。また、利用がある場合には、取水地点をお示ください。 ③事業実施想定区域周辺に住宅等がありますが、飲用井戸の利用状況を把握する必要性について、事業者の見解をお示ください。	①図3.2-5については、「豊富町簡易水道給水区域位置図」、「稚内市水道事業ビジョン」を参照して作成いたしました。出典が漏れていたため、修正いたします。また、関係自治体にもヒアリングを行いました。非公開情報等のため図面には掲載しておりません。 ②関係自治体にヒアリングを実施し、再度、公開・非公開の状況等も確認した上で、公開可能な資料については準備書に反映するよういたします。 ③本事業において風力発電機の設定も含め、変更を行う箇所は尾根部を想定しており、河川については直接変更を行わないことから、事業の実施に伴う地下水への影響は想定しておりません。なお、今後の手続きにおいて把握できた飲用井戸については影響を回避又は低減できるよう、事業計画に反映いたします。
3-27	257 258	図3.2-9配慮が特に必要な施設	1次	対象事業実施区域と最近接となる施設及びその離隔距離、風力発電機設置検討範囲と最近接となる施設及びその離隔距離がわかる図を、地区別にお示ください。	対象事業実施区域と最近接となる施設及びその離隔距離、風力発電機設置検討範囲と最近接となる施設及びその離隔距離を、別添資料「No.3-27_離隔距離」にお示しいたします。
3-28	260 261 262	図3.2-10住宅等の状況	1次	①風力発電機設置検討範囲と最近接となる建物等及びその離隔距離がわかる図を、地区別にお示ください。 ②宗谷丘陵地区の南南西の対象事業実施区域の赤線や上幌延地区の道路改良等の対象事業実施区域内に建物等が重なっているように見えますが、対象事業実施区域内にこれらの施設等があるという理解でよろしいでしょうか。なお、区域内に住宅等が存在する場合は、なぜ除外できなかったのか、また、今後どのような対応を想定されているか、事業者の見解をご教示ください。 ③「住居等」、「建物等」、「住宅等」の各文言について、どのように使い分けているのかをご教示ください。	①最近接となる住宅等及びその離隔距離が分かる図面を別添資料「No.3-28_住居までの距離」にお示しいたします。 ②ご指摘の箇所は対象事業実施区域内に存在しておりますが、現地踏査により確認し、住宅ではございませんでした(小屋等)。なお、上幌延地区における対象事業実施区域(道路改良等)には住宅等が近接している箇所がございますが、住宅等を改変する可能性はございません。 ③「住居等」と「住宅等」は混在していたので、今後「住宅等」で統一するよういたします。建物等については、住宅以外も含めたデータである国土基盤地図情報の建築物をお示ししております。
3-29	264	(1)一般廃棄物	1次	稚内市の総排出量が15,454tと記載されておりますが、15,313tではないでしょうか。	別添資料「No.3-29対応_一般廃棄物処理実態調査結果令和3年度調査結果」をもとに記載しております。方法書p.264で示した稚内市の総排出量(15,454t)は、「ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)」の数値を示しており、当数値を総排出量として記載いたしました。
3-30	264	(2)産業廃棄物	1次	発電所に係る環境影響評価の手引(令和6年 経済産業省)では、廃棄物の状況について、方法書においては「対象事業実施区域から半径50km範囲における、産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数を一覧表とし、位置図を記載する。」とされていますので、当該内容をお示しください。また、図書において当該内容を示さないことを妥当と判断された根拠をお示しください。	北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に聞き取りの上、別添資料「No.3-30_産業廃棄物処理施設数及び廃棄物処理施設等の位置」に最新情報をお示しいたします。
3-31	266	表3.2-18 産業廃棄物処理事業者数	1次	①列「中間処理」及び「合計」の件数が合計行の件数と一致していませんので、正しい内容をお示ください。 ②利尻町には最終処分場が1件あるとのことですが、対象事業実施区域から50km以内には該当しないと解してよろしいでしょうか。	①No.3-30の情報も踏まえ、修正いたします。 ②ご認識のとおりです。
3-32	274 276	表3.2-27 生活環境の保全に関する環境基準	1次	基準値として大腸菌群数が記載されていますが、正しい内容ではありません。正しい内容をお示しいただくとともに、環境基準の把握が正確でなくても適切に環境影響評価が行えるのか、事業者の見解をお示しください。	大腸菌群数の記載について、別添資料「No.3-32 大腸菌群数→大腸菌数に修正」のとおり大腸菌数とその基準値に修正いたしました。環境影響評価の実施にあたっては、正確に環境基準を把握すべきであると考えております。今後の手続きにおいては、基準値の更新について見落としがないよう、適切に対応いたします。
3-33	291	(a)水質汚濁防止法に基づく排水基準	1次	①宗谷丘陵地区からの雨水等が稚内海域へ流入しないのか、また、稚内海域へ流入する場合、その経路は上乗せ排水基準の適用区域に該当しないのかをご教示ください。 ②宗谷丘陵地区からの雨水等が声問大沼へ流入しないのかをご教示ください。	①宗谷丘陵地区を流れる河川と宗谷湾は接続しておりますが、宗谷丘陵地区と宗谷湾は15km以上離れております。天塩川水系及び稚内海域は該当しておりますが、本事業は業種区分(特定金属鉱業や肉製品製造業等)で該当しないものと認識しております。 ②宗谷丘陵地区を流れる河川は声問川に接続しており、大沼に流入すると考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-34	316	図3. 2-21埋蔵文化財包蔵地	1次	宗谷丘陵地区には、埋蔵文化財包蔵地が複数存在していますが、それぞれの箇所を改変する予定はあるでしょうか。 また、これらが重複していることについて、関係部署と協議を実施している場合はその概要を、今後実施する予定がある場合はどの時期に協議する予定か、ご教示ください。	現時点では改変箇所が確定していないことから、風力発電機の配置と改変範囲が具体的にになりましたら、埋蔵文化財包蔵地との重複を確認し、関係自治体の教育委員会と「埋蔵文化財保護のための事前協議」の提出に向けた協議をすることとなります。
3-35	323 ～ 326	図3. 2-22 保安林の指定状況	1次	①出典の情報が古い可能性があります。関係機関に最新の情報を確認し、反映されたものでしょうか。 配慮書段階では区域に誤りがあり、宗谷総合振興局産業振興部林務課に確認するよう指摘しましたが、方法書段階の保安林区域についても同振興局等の関係機関と協議されているでしょうか。 現段階での所轄森林管理署、北海道森林管理局、宗谷総合振興局との協議状況及びその概要についてご教示願います。 ②対象事業実施想定区域のほぼ全域が保安林と重複しています。配慮書時点の広大な区域から絞り込む際、保安林区域を回避することも可能であったと考えますが、回避しなかった理由をご教示ください。 ③保健保安林と水源かん養保安林の色が似ており判別がつかえません。各保安林の種類の判別が可能な図をお示しください。 ④対象事業実施区域内に存在する保安林は、宗谷丘陵地区では「干害防備保安林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林」であり、上幌延地区では「土砂流出防備保安林、水源かん養保安林、なだれ防止保安林」でよろしいでしょうか。	①公表されている資料を基に作成しております。ご指摘の所轄森林管理署等とは協議しておりません。 ②当該保安林区域は、風況が良いことや比較的平坦な地形であるため、建設工事や輸送が相対的に容易であることから改変面積を低減し、環境への影響を最小限に抑えることができると想定し、対象事業実施区域を絞り込みました。対象事業実施区域には保安林が位置しておりますが、今後も引き続き、関係機関と協議の上、保安林の機能を損なわないよう、適切に対応したいと考えております。 ③別添資料「No. 3-35対応_保安林凡例」のとおり、保安林の種類の判別可能な図面を作成いたしました。 ④宗谷丘陵地区では、ご指摘のとおりです。上幌延地区では、なだれ防止保安林は対象事業実施区域外となっております。
3-36	332	図3. 2-25土砂災害特別警戒区域の指定状況	1次	宗谷丘陵地区の道路改良等の対象事業実施区域と、急傾斜地の崩壊及び土石流が重複しているように見えますので、離隔状況がわかる拡大図をお示しください。	別添資料「No. 3-36_土砂災害特別警戒区域の指定状況拡大図」にお示しいたします。p331 19)については、「社会的状況の調査範囲において、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所が複数指定されており、対象事業実施区域内においても、地すべり危険箇所が指定されている。」と修正いたします。
3-37	336	図3. 2-26(3) 山地災害危険地区の指定状況(上幌延地区)	1次	本区域の南部にある風力発電機設置検討範囲が崩壊土砂流出危険地区と重複しています。下流側には集落や鉄道のほか、KBAの区域である天塩川がありますが、それらへの影響はないのでしょうか。	現時点では改変を想定する場所を含め、広めに対象事業実施区域を設定しております。なお、今後の現地調査の結果や関係機関との協議を踏まえ、崩壊土砂流出危険地区を回避できるよう、事業計画を検討いたします。
3-38	346	図3. 2-29 稚内市風力発電施設建設ガイドラインマップ	1次	稚内市風力発電施設建設ガイドラインにおける「法規制により極めて建設が困難な場所」と対象事業実施区域は重複していないと解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりであり、「法規制により極めて建設が困難な場所」を回避するよう、対象事業実施区域は設定しております。また、別添資料「No. 3-38対応_稚内市風力発電施設建設ガイドラインマップ」に拡大図をお示ししております。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	468 469	図4. 3-30主要な人と自然との触れ合いの活動の場	1次	計画段階環境配慮書に記載した内容と同じであると記載がありますが、図4. 3-30(1)は審議会の別添資料で示された図であり、配慮書の記載内容と同じではありません。また、図4. 3-30(2)は配慮書やその当時の審議会で示された別添資料にもありません。 ①本方法書の配慮書第4章や第7章には『計画段階環境配慮書に記載した内容と同じである』との記載があるページが多数ありますが、他にこのような箇所がないか確認し、あれば配慮書の記載からどの箇所に変更があるか分かるようにお示しください。 ②本事業の配慮書は、印刷やダウンロードができず、縦覧期間のみ閲覧可能となっており、縦覧期間でしか図書を閲覧できなかった一般の方にとっては方法書に記載された内容がすべてとなります。このような書き方は、事業者が意図的に記載内容を変更したと捉えられかねず、図書や事業に対する信頼に大きく影響するものと考えられますが、事業者の見解を伺います。	①「計画段階環境配慮書に記載した内容と同じである」と記載した箇所についてチェックし、配慮書から変更した箇所を、別添資料「No. 4-1_配慮書からの更新箇所」に赤字にてお示しいたします。 ②注釈の記載に誤りがあり、申し訳ございませんでした。配慮書と異なる箇所については、いずれも配慮書公表以降に、配慮書に対するご意見等を踏まえて更新した箇所であり、恣意的に記載内容を変更したものではありませんでした。 準備書では「計画段階環境配慮書に記載した内容を基に、ご意見等を踏まえて一部修正した内容を記載」等、正確な表現に修正いたします。

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	484	(3) 環境保全措置の検討	1次	「代償措置を優先的に検討することがないようにすること。」との意見に対し、「代償措置を優先的に検討することがないように努めます。」との見解が示されており、回避・低減措置を検討せずに代償措置を検討する場合は、どのような場合を想定されているかをお示しください。	環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響を回避または低減することを優先するものとし、これらの検討を踏まえ、回避または低減効果が不十分であると判断した場合には、必要に応じて代償措置の検討を行います。具体的には、回避または低減措置の効果が十分でない場合、もしくは不可避の理由により回避または低減措置が不可能であると判断した場合を想定しております。
5-2	485	(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明	1次	今後の検討に当たって「関係機関等と調整を十分に行い、必要に応じて上サロベツ自然再生協議会との協議や地域住民等への説明を十分に行い、事業に対する理解を深めていただけるように努めます。」と見解を示していますが、配慮書段階の区域から本図書の対象事業実施区域の範囲まで面積を絞りこみをする際、 ①関係機関 ②上サロベツ自然再生協議会 ③地域住民等への説明 に対し、どの程度説明を行っているのか、それぞれ出た意見が区域設定のどの部分に反映されているのかを、ご教示願います。	①③各市町村及び近隣地区との事業説明会、意見交換において具体的に区域設定に関するご意見はいただけていないため、方法書には反映しておりません。 ②環境省HPで公開されている協議会の対象エリアは以下のとおりです。 https://www.env.go.jp/park/rishiri/data/sarobetsu_attach/1_chap02.pdf 配慮書における事業実施想定区域から本方法書の対象事業実施区域の設定にあたり、上サロベツ自然再生協議会の対象とするエリアである上サロベツ湿原及びその周辺は事業実施区域から除外している認識です。一方で上幌延地区への大型車両及び工事資材の輸送ルートとして幌延町下沼の近辺を通行する可能性があることから、今後の事業計画や詳細な輸送ルートが決まってきた段階で、関係市町村及び周辺住民の皆様、並びに上サロベツ自然再生協議会を含めた各種関係機関への説明を検討いたします。

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	496	表6.1-4環境影響評価の選定項目	1次	本表では、「超低周波音」を選定項目とされておきませんが、配慮書段階では、「住民説明会等の機会を通して住民に対して丁寧に説明したうえで、超低周波音による不安や懸念が払拭されない場合には、個別に対応（当該住民に対する更なる説明、超低周波音の予測値の提示、現況調査の実施等）させていただくことを含め対応を検討します。」とされていました。これまでの住民等への対応状況及び超低周波音を選定項目とする必要はないと判断された理由をご教示ください。 また、豊富町風力発電施設設置に関わるガイドラインにおいて、『環境省「低周波音問題対応手引集」に基づき調査対応を行うこと。』とされている（P347）ことに対し、どのように対応されることを想定されているかをご教示ください。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年、環境省）によると、「20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。」とされ、令和2年11月発電所アセス省令の改訂に伴い、参考項目から除外された項目であることなどから選定しておりません。 しかしながら、環境省「低周波音問題対応手引集」に関しては、「固定発生源から発生する低周波音について苦情が発生した場合に、苦情内容の把握・測定を行い、低周波音問題対応のための「評価指針」に基づき評価することにより、低周波音問題の解決に至る道筋を示すものである。」とされており、方法書に係る住民説明会を通じて超低周波音について説明しております。今後も引き続き、個別の説明会等を実施する中で、特に風力発電機から発生する超低周波音の影響を受ける可能性がある、事業計画地の近くにお住まいの地元住民に対しては、ご懸念を把握の上、不安を払拭できるよう、丁寧な説明に努めます。また、住民の皆様からのご意見を踏まえた上で、項目の追加を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-2	501	(2)累積的環境影響評価項目の実施方針	1次	<p>①累積的影響について、基本的に評価書が確定した事業のみを対象とするとのことですが、p.42～44に記載のある周辺事業のうち、現時点で累積的影響を調査する可能性のある評価書以降の周辺他事業の位置関係及び距離を記載した図をお示しください。</p> <p>②「事業計画が変更される可能性のある段階（配慮書、方法書、準備書段階）となる不確定情報による予測は行わない方針」としていますが、風車設置予定位置が示されている準備書段階であれば、不確実性はあれど、評価書までに変更される範囲は予測可能であると考えます。これを踏まえ、準備書段階の事業も累積的影響の対象とする必要がないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③上記①②のほか、本事業が2発電所に分かれていることから、これら発電所同士の累積的影響評価も必要と考えます。「個別の発電所毎の予測評価方法については今後検討します」と配慮書段階で回答がありましたが、現段階ではどのような検討をしているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④第7章に記載されている計画段階環境配慮書については提出された意見には、累積的影響を懸念する意見が複数あり、642ページには「累積的影響は破壊的なものになります」との意見もありますが、今後、相互理解促進のため具体的にどのような対応を想定されているかをご教示ください。</p>	<p>①現時点で累積的影響を予測する可能性がある評価書以降の段階にある対象事業実施区域周辺の他事業の位置関係を示した図面は、別添資料「No.6-2 累積的環境影響評価項目の実施方針」のとおりです。</p> <p>②準備書では、事業によって事業計画で示される計画内容の熟度が異なると考えられるため、計画が確定した評価書以降の段階の事業を対象に検討することを考えております。</p> <p>計画内容の熟度としては、風力発電機の配置やサイズを含む機種を選定を想定しております。事業によっては準備書以降に変更する可能性があるものと考えております。計画が確定していない段階においては、不確実性が高いことから安全側となる正確な予測ができず、他事業者の公表されている諸元と異なる場合、住民の方の混乱を招く可能性がございます。また、事業者間で情報共有を行いたいと考えておりますが、他事業者の事業の進捗状況によっては情報の提供が難しい場合があると考えております。そのため、計画が確定した評価書以降の段階の事業を想定しております。</p> <p>③ご指摘のとおり、2発電所同士の相互の影響についても検討を行うことを想定しておりますが、他事業との区別の観点から累積的影響という扱いははしないことを想定しております。</p> <p>④今後の手続きにおける住民説明会等を通じて、ご懸念を把握の上、不安を払拭できるよう、丁寧な説明に努めます。</p>
6-3	504 ～ 506	表6.2-1 専門家の意見	1次	<p>事業者の対応がすべて『左記の内容を踏まえ、調査、予測及び評価の手法を検討した』となっておりますが、具体的にどの意見が、方法書のどの部分に反映されたのかをお示しください。また、方法書に反映されなかった意見がある場合には、その理由をお示しください。</p>	<p>別添資料「No.6-3 専門家意見反映状況」にお示しいたします。なお、ご意見に対して、方法書に記載なしとした箇所は、専門家のご意見や調査を行う際の留意事項であるため、方法書には記載していないものの、現地調査においてはヒアリングにていただいたすべてのご意見等を念頭に実施いたします。</p>
6-4	506	表6.2-1 専門家の意見 (3/3)	1次	<p>魚類の専門家からイトウの生息情報について指摘されています。</p> <p>①イトウの再生産河川は極めて限定されている中で、その貴重な場所が集中している当該地域で事業を計画することについて、そもそもどのように認識しているのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②専門家意見を踏まえると、サロベツ川流域や声間川流域においてもイトウの生息情報や産卵床の存在についての懸念があることが読み取れます。本対象事業実施区域はそれらの流域と重複している可能性があることから、イトウの最大級の生息地であることを前提とした調査、予測及び評価を現段階で改めて検討する必要があると考えますが、本図書に記載されている方法で十分対応できる見込みなのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①1次回答の別添資料「No.6-28_イトウ産卵床の分布図_宗谷丘陵地区」でお示した、公開されている情報である「北海道宗谷丘陵で進められる風力発電開発の絶滅危惧種イトウへの影響について」（2023年10月、国立環境研究所）を踏まえて、対象事業実施区域から除外しております。なお、今後の現地調査においては対象事業実施区域を網羅する形で各集水域に調査地点を設定しており、その結果を踏まえた上で事業計画を検討いたします。</p> <p>②専門家のご指摘を踏まえ、サロベツ川流域についてはS0-F10、11、12、声間川流域についてはS0-F7、8、9、それぞれ対象事業実施区域の直下流に地点を配置しており、各流域のイトウへの事業の影響を検討する地点としては、本図書に記載されている方法で十分対応できるものと考えております（調査地点図についてはp542（宗谷丘陵地区）、p608（上幌延地区）に記載）。現地調査にあたっては、イトウの最大級の生息地であることを念頭に、生息情報や産卵場の存在を把握し、適切に予測、評価及び環境保全措置を検討いたしますが、新たに重要な生息情報が確認される等、影響検討に必要な情報を得るため、調査地点を追加する必要がある場合には、専門家や地元関係者のご意見等を踏まえ、対応いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-5	508 574	表6.2.1-1(1) 表6.2.2-1(1) 【交通騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法について、天気、風向・風速、気温、湿度に係る調査の実施の有無についてご教示ください。なお、実施しない場合は、理由もあわせて回答願います。	調査の実施にあたっては、風向・風速等についても記録いたします。準備書においては、調査すべき情報として追記いたします。
6-6	508 517 574 583	表6.2.1-1(1) 表6.2.1-3(1) 表6.2.2-1(1) 表6.2.2-3(1) 【交通騒音】 【交通振動】	1次	3. 調査地域について、工事用資材等の搬入に用いる車両が集中する主要な走行ルートをどのように決定したのかをご教示ください。また、そのルート及び周辺の地域の範囲を図でお示しください。	工事関係車両の主要な走行ルートについては現時点で候補としているコンクリート工場を起点としております。具体的な経路はまだ確定していないため、走行する可能性のある道路を含めて経路を設定しております。調査範囲は、工事関係車両が集中する主要な走行ルートの沿道を含む、図6.2.1-1等にお示しした範囲を、調査地域として設定しております。また、対象事業実施区域の近くでは、複数ルートから来る工事関係車両が1本の道路に集約し、台数が集中する可能性がございます。このため、少し離れた幹線道路等に比べて、対象事業実施区域の近くの幹線道路に接続するまでの一般道等に対して交通への負荷が掛かり、道路交通騒音・振動への影響が生じる可能性があることを考慮し、調査地点を設定いたしました。
6-7	510 576	表6.2.1-1(3) 表6.2.2-1(3) 【建設騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法について、 ①1) 環境騒音の状況に係る【現地調査】において、『「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)で定められた測定方法JISZ8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める騒音レベル測定方法』による調査は実施不要と判断された理由をご教示ください。 ② 天気風向・風速、気温、湿度に係る調査の実施の有無についてご教示ください。なお、実施しない場合は、理由もあわせて回答願います。	①1) 環境騒音の状況に係る【現地調査】について、「道路環境影響評価の技術手法」の中では、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に規定する方法により調査すると記載があったことから、『「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした』といたしました。原出典の記載の方が相応しいと考えますので、『「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」で定められた測定方法JISZ8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める騒音レベル測定方法による測定方法に準拠した手法とした』と修正いたします。 ② 調査の実施にあたっては風向・風速等についても記録いたします。準備書においては、調査すべき情報として追記いたします。
6-8	510 576	表6.2.1-1(3) 表6.2.2-1(3) 【建設騒音】	1次	5. 調査期間等のうち1) 環境騒音の状況について、平日に1回とされていますが、土曜・日曜・祝日は休工されると解してよろしかったでしょうか。また、発電所に係る環境影響評価の手引では、1～4季について調査するとされていますが、1季のみで適切な調査が可能と判断された理由をご教示ください。	現時点の工事計画では日曜日・祝日は休工と想定していることから、日曜日・祝日の調査は不要と考えております。土曜日については現時点では休工としない予定ですが、周辺の土地利用状況等を踏まえると、近傍に騒音源となるような施設がなく、平日5日間と土曜日を比べても環境騒音の状況は大きく変化しないと考えられるため、平日のみの調査で地域の騒音の特徴を十分に把握できると考えております。「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省)では、平均的状況を呈する日の考え方について、「測定日の選定に当たっては、年末年始、盆、雨天等発生源が大きく変化する日を避け、蝉・鳥・カエル等の声等に注意しつつ、平均的状況を呈する日を選ぶものとする。」と記載されております。本調査においても、これに準拠し調査時期を設定しており、夏季は昆虫類等の動物の鳴き声が懸念され平均的状況での調査実施が困難と考えられること、冬季は風切り音が懸念され平均的状況での調査実施が困難と考えられることから、上記に該当しない秋季の1季に調査を実施することで、最も平均的な状況下における騒音の状況を把握できるものと考えております。
6-9	512 578	表6.2.1-1(5) 表6.2.2-1(5) 【施設騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法について、 ① 風観測塔に設置する風向・風速計の高さをご教示ください。 ② 調査の実施にあたり、天気の記録の有無についてご教示ください。なお、記録しない場合は、理由もあわせて回答願います。	① 風況観測塔の高さは60mであり、風速計は57/50/40/30m、風向計は53/50/40mに設置しております。 ② 調査の実施にあたっては、天気についても記録いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-10	513 579	表6.2.1-1(6) 表6.2.2-1(6) 【施設騒音】	1次	5. 調査期間等のうち1)残留騒音の状況について、夏季・晩秋の2季としていますが、「風車が稼働する代表的な風況を把握できる時期」とであると判断された理由をご教示ください。	対象事業実施区域周辺の風況は春季から夏季が北西の強風（特に夏季）、秋季から冬季が弱風（特に秋季）であり、季節による風況の変化が少なく、二季で年間の代表的な風況における残留騒音が把握できると判断いたしました。
6-11	513 579	表6.2.1-1(6) 表6.2.2-1(6) 【施設騒音】	1次	6. 予測の基本的な手法において、累積的影響について、『他事業の事業内容等が明らかになった場合において、必要性を検討した上で実施する』とのことですが、事業のどのような情報が明らかになり、どのような場合に必要であると判断するのか、具体的に教示ください。	対象事業実施区域の周辺で事業を計画されている他事業者に対して、風車位置の座標や騒音諸元等を含む風車情報、や工事関係車両の走行ルート等の情報の提供を依頼することを想定しております。他事業者より情報を情報が入手できた場合には、位置の重ね合わせ等により判断いたします。
6-12	513 579	表6.2.1-1(6) 表6.2.2-1(6) 【施設騒音】	1次	7. 予測地域について、3. 調査地域と同じ地域とされていますが、P514の図6.2.1-1及びP580の図6.2.2-1で示された範囲を予測地域としていると解してよろしいでしょうか。 また、8. 予測地点について、4. 調査地点と同じとされていますが、風力発電機の設置位置が決定しないため、調査地点以外の住宅等の方が影響を大きく受ける可能性も考えます。評価に当たっては、調査地点だけでなく、予測地域に含まれる住宅等を対象に含むと解してよろしいでしょうか。	予測地域については、ご指摘のとおり範囲を対象としております。 調査地点については、現時点での最新の事業計画である風車設置検討範囲に基づき、最も近接する保全対象を設定しております。ご指摘のとおり、準備書での予測は風車位置に基づいて行われるため、現在の事業計画から想定可能な地点が最近接とならない場合もありませんが、その場合は予測地点を当該保全対象に変更することで対応できると考えております。
6-13	517 583	表6.2.1-3(1) 表6.2.2-3(1) 【交通振動】	1次	1. 調査すべき情報において、沿道の状況を調査するとはされていませんが、沿道の状況を把握する必要性について事業者の見解をご教示ください。なお、必要と考えられている場合には、その手法をあわせてお示しください。	沿道の状況につきましては、調査地点付近の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設、建物の状況、既存の振動発生源の存在を把握いたします。
6-14	518 584	表6.2.1-3(2) 表6.2.2-3(2) 【交通振動】	1次	5. 調査期間等において、道路交通振動の状況に係る現地調査を1日とされていますが、24時間と解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6-15	522 588	表6.2.1-5(1) 表6.2.2-5(1) 【水の濁り】	1次	2. 調査の基本的な手法について、 ①SSの状況に係る現地調査を行う際に水温を記録する必要性について事業者の見解をお示しください。 ②土地変更区域周辺の踏査により、常時流水のある河川や沢筋等を把握する必要性について事業者の見解をお示しください。	①SSの状況に係る現地調査を行う際に水温の記録を実施いたします。 ②変更区域周辺については踏査により、可能な限り常時流水のある河川や沢筋等を把握する予定です。
6-16	523 589	表6.2.1-5(2) 表6.2.2-5(2) 【水の濁り】	1次	5. 調査期間等のうち、現地調査における「降雨時1回」について、1回の降雨に対し、何回の採水を計画されているかをお示しください。また、採水に当たっては、降雨による影響が確認可能と考えられるタイミングをどのように決定するかをご教示ください。	現時点で回数は未定ですが、当日の降雨状況については、事前に天気予報である程度降雨が見込まれる日を選定した上で、降雨が始まってから一定の時間間隔で、ピーク時を含め、降雨が終了してある程度流量が収束するまで採水を行うことを考えております。
6-17	523 589	表6.2.1-5(2) 表6.2.2-5(2) 【水の濁り】	1次	6. 予測の基本的な手法において、降雨強度は、具体的にどの気象観測所を想定されているのかをご教示ください。	現時点では、宗谷丘陵地区は沼川地域気象観測所、上幌延地区は豊富地域気象観測所を想定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-18	523 589	表6.2.1-5(2) 表6.2.2-5(2) 【水の濁り】	1次	9. 予測対象時期等について、影響が最大となる時期とは具体的にどのような工程を想定されているかをご教示ください。	影響が最大となる時期は、造成・基礎工事により、ヤードや法面等の裸地面積が最大となる時期を想定しております。
6-19	524 590	図6.2.1-3(1) 図6.2.2-3(1) SS及び流量の調査地点	1次	①対象事業実施区域には、調査地点毎の集水範囲のどの範囲にも含まれない区域が存在します。適切に調査地点が設定されているとする根拠をお示しください。 ②対象事業実施区域（道路改良等）の下流に調査地点を追加する必要はないか、事業者の見解をお示しください。 ③調査地点の設定にあたり、利水状況をどのように考慮されたのかをご教示ください。	①水質の調査地点については、人の安全を確保した上でアクセスが可能な地点に設定しているため、一部集水範囲に含まれない区域が生じております。風力発電機設置検討範囲のうち下流側に白地が含まれる箇所に関しては留意しながら、今後の事業計画を検討いたします。 具体的には、風力発電機の設置位置を検討いたします。集水域が網羅できていない範囲に風力発電機を設置し、工事に伴い発生する濁水が河川に到達する可能性がある場合には、アクセスが可能な下流側に調査地点を設定し、集水域を網羅できるよう努めます。 ②道路改良については、基本的に河川を直接変更しない計画のため、特に調査地点の設定は想定しておりません。ただし、拡幅等により河川への影響が懸念されるような場合には、下流に水質の調査地点を追加し、SS及び流量の計測を行うことを検討いたします。 ③方法書における水質の調査地点は、公開されている文献に基づく取水位置を考慮した上で、対象事業実施区域の網羅性及び工事により発生した濁水が河川に到達した場合にその影響を把握できる地点の観点から設定しております。利水状況に関しては、関係自治体にヒアリングを実施しており、利水状況に関する追加の情報が得られた場合には、その情報を踏まえた上で、調査地点の追加を検討いたします。
6-20	528 594	表6.2.1-7 表6.2.2-7 【風車の影】	1次	6. 予測の基本的な手法において、累積的影響について、『他事業の事業内容等が明らかになった場合において、必要性を検討した上で実施する』とのことですが、事業のどのような情報が明らかになり、どのような場合に必要であると判断するのか、具体的にご教示ください。	「他事業の事業内容等」とは、風車の影の累積的影響の予測で必要となる風力発電機の位置やハブ高さ等の諸元を指しています。「必要性を検討した上で」とは、累積的影響により指針値や参照値を上回ることが想定される等、対象事業実施区域周辺の住居等に累積的影響を及ぼすおそれがある場合に必要であると判断します。
6-21	529 595	図6.2.1-4 図6.2.2-4 風車の影の調査範囲	1次	現時点で累積的影響を調査する可能性のある近接の他事業の影響範囲と重ね合わせた図もお示しください。	現時点で累積的影響を調査する可能性のある近接の他事業の影響範囲と重ね合わせた図面は、別添資料「No. 6-21_風車の影累積的影響」にお示ししたとおりです。「Planning for Renewable Energy : A Companion Guide to PPS22」(2004, Office of Deputy Prime Minister) によると、風車の影による影響はローターの直径の10倍(10D)の範囲内で発生するとされていることから、建物等の位置を示した上で、風車の影に関する最大影響範囲として、対象事業実施区域から1km、500mの線を目安としてお示しいたしました。なお、この風車の影の影響範囲内にある建物等は、その多くが本事業とウィンドファーム豊富との間に位置しており、太陽、風力発電機、住宅の位置関係から影が生じる時間帯が異なるため、累積的影響が生じる可能性は低いものと想定されます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-22	534 548 556 600 614 622	調査、予測及び評価の手法 (宗谷丘陵地区)【動物】 【植物】【生態系】 調査、予測及び評価の手法 (上幌延地区)【動物】 【植物】【生態系】	1次	①分類群によっては、専門家から具体的な時期が提示されていますので、意見が反映されているかが確認できるように、春、夏、秋、冬ではなく、具体的な調査(想定)時期を、それぞれの調査ごとに示してください。 ②配慮書段階で調査努力量の適切な確保について質問し、「現地調査実施にあたり、必要な人数等については、方法書にて調査手法・地点数等が明確になり次第整理してまいります。」と回答がありましたが、調査努力量が示されていないので、それぞれの調査の努力量(例：○人×○日×○回)をご教示ください。	①現時点で想定している調査時期を、別添資料No. 6-22_調査時期・調査努力量」にお示しいたします。 ②現時点で想定する調査の努力量を、別添資料「No. 6-22_調査時期・調査努力量」にお示しいたします。
6-23	535 601	表6. 2. 1-8(5) 表6. 2. 2-8(5) 【動物】	1次	①「6. 予測の基本的な手法」で、鳥類の衝突については環境省の手引等に基づき定量的に予測することが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われず。したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと考えますが、今後の、貴社の対応方針を回答願います。 ②鳥類に関する累積的影響について、『他事業の事業内容等が明らかになった場合において、必要性を検討した上で実施する』とのことですが、事業のどのような情報が明らかになり、どのような場合に必要であると判断するのか、具体的にご教示ください。	①ご指摘の手法で予測結果を風車の配置の検討に反映し、準備書において衝突確率の算出結果を平面図に示した上で風車の配置との関係についての説明を記載いたします。 ②「他事業の事業内容等」とは、鳥類の衝突確率の累積的影響の予測で必要となる風力発電機の位置やハブ高さ等の諸元を指しております。「必要性を検討した上で」とは、鳥類に係る環境影響を受けるおそれがある地域が重なる等、鳥類への累積的影響が生じる可能性がある場合に必要であると判断いたします。
6-24	535 548 557 601 614 622	調査、予測及び評価の手法 (宗谷丘陵地区)【動物】 【植物】【生態系】 調査、予測及び評価の手法 (上幌延地区)【動物】 【植物】【生態系】	1次	予測対象時期等に記載のある「的確に予測できる時期」とはどのような時期か、具体的なタイミングをご教示ください。	「的確に予測できる時期」は、造成・基礎工事等により改変面積が最大となる時期を想定しております。具体的なタイミングは、今後の工事計画等の検討を踏まえて設定する方針です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-25	536	表6.2.1-9(1) 【動物】	1次	<p>①哺乳類のフィールドサイン調査、鳥類の任意観察調査、爬虫類、両生類の目撃・捕獲調査、昆虫類の任意採集調査を行う踏査ルートが不明です。現時点で想定している踏査ルートをお示し下さい。また、現時点で想定している踏査ルート以外のルートも踏査する予定がある場合は、そのルートの選定基準についても合わせてお示しください。</p> <p>②小型哺乳類捕獲調査において、墜落缶を5個設置すると記載されていますが、墜落缶の設置数は、一地点あたり（環境区分毎に）少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。またその際、トラップ類は1晩設置とありますが、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えているでしょうか。</p> <p>③昆虫類の調査について、風力発電機の存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹上昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。</p> <p>④鳥類の夜間調査において、具体的な調査機具の記載がありませんが、大多数を占める夜間に鳴かない鳥の生息状況を把握するためにも、暗視機器を用いて調査を実施するのが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①任意踏査のルートについては、今後の風車の配置の検討に応じて、風車設置に伴う改変区域及び道路等の風車以外の改変区域も含めて確実に網羅できるようにルートを選定いたします。</p> <p>②ピットフォールトラップ（墜落缶）については、設置数を増やすとともに設置エリアを広くした方がより適切に小型哺乳類の生息状況を把握できると考えることから、1地点あたり20個程度のトラップを設置して、調査を実施いたします。トラップ設置後の確認頻度につきましては、トラップ回収までに、早朝～午前中に点検を最低1回以上実施し、トラップによる大量死を回避するよう努めます。</p> <p>③昆虫類の調査にあたっては、飛翔性昆虫、吹上昆虫に留意して、捕虫網等を使ったビーティング（木の枝葉や草を棒でたたいて揺らし、枝葉に付いている昆虫類を落として平らな網で受け止めて捕獲する方法）やスウィーピング（すくい取る方法）で調査を実施いたします。</p> <p>④調査では、鳴き声での確認を基本とするものの、暗視スコープ等を持参して調査を行う予定です。</p>
6-26	537	表6.2.1-9(2) 【動物】	1次	p.648の配慮書についての意見に対する事業者見解にて、レーダー調査による野鳥の渡り状況調査を検討する旨の記載がありますが、本調査にどのように反映されているのか、ご教示ください。	レーダー調査については、鳥の種類、個体数の把握精度、また機材設置条件等の調査実施上における制約もあり、特に本事業のように山間部等で起伏も大きい環境である場所では、地形による観測機材の設置の難しさや観測範囲の縮小等が想定されることから、少なくとも当該事業においては調査手法として適していないものと考えており、本事業では実施しない方針であります。
6-27	541	図6.2.1-9 動物調査地域、調査地点（猛禽類、渡り鳥）（宗谷丘陵地区）	1次	風力発電機の設置検討範囲で地上視野が確保できていない地点が本区域南東部にて複数存在しており、特に区域南側の地上視野が確保できていないほか、区域南部の一部では上空視野も確保できていませんが、これら風力発電機の設置予定範囲及びその周辺の地上視野を確保できる調査地点を追加する必要は無いのか、事業者の見解をお示しください。	各定点から上空を見通せる範囲については機械的に3kmの範囲として視野図の図面は作成しておりますが、実際には見通しがよい定点で天候が良い時期には3kmよりも広域の範囲が見通せており、かつ山肌も見通せていることから、対象事業実施区域を網羅できていると考えております。
6-28	542	図6.2.1-10 動物調査地域、調査地点（魚類、底生動物）（宗谷丘陵地区）	1次	<p>①国立環境研究所の主幹研究員が事業者の参考となることを目的として10月13日にホームページで公表した「北海道宗谷丘陵で進められる風力発電開発の絶滅危惧種イトウへの影響について」（解説）では、猿払川で確認されたイトウ産卵床の分布が示されていますが、当該資料に示されたイトウの産卵床地点を本図に重ねた図をご教示ください。</p> <p>②①の図を踏まえ、本調査地点での調査でイトウへの影響予測が可能であるかどうか、根拠を付して説明してください。</p> <p>③風力発電機設置検討範囲の一部（S0-F05北部付近、エタンパック山付近、幌尻山北部）の集水域が調査対象外となっています。これらの区域はイトウの生息域を含む集水域であるにも関わらず調査がなされないこととなりますが、調査地点に追加する必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①猿払川で確認されたイトウ産卵床の分布について、国立環境研究所のHPの公表資料と、図6.2.1-10を重ね合わせ図を別添資料「No.6-28対応_イトウ産卵床の分布図_宗谷丘陵地区」にお示しいたします。</p> <p>②現地調査実施時に、調査地点周辺における移動の産卵場について確認を行い、事業による影響の予測を行う予定です。</p> <p>文献におけるイトウの産卵場の確認位置は、本調査地点よりも下流にあるため、本調査地点で影響予測を行うことは妥当であると考えます。</p> <p>③調査地点については、現地のアクセス、水域の分布状況を踏まえ、調査実施可能な箇所を設定しております。ご指摘のS0-F05北部付近、エタンパック山付近、幌尻山北部の集水域は、いずれもアクセス困難な立地のため地点設定が難しい状況です。S0-F05北部付近については、S0-F05地点で、エタンパック山付近についてはS0-F06地点でそれぞれカバーすることを想定しておりますが、万が一、それでカバーしきれないと想定される場合には、対象河川の下流のアクセス可能な地点での調査の実施を検討いたします。</p>
6-29	543	表6.2.13 鳥類のポイントセンサ地点の概要及び設定根拠	1次	S0-P10の環境概要が「植林地」となっていますが、p.540では「台地・丘陵地-牧草地」にポイントがあるので、整合を取った上、本地点を選定した理由をご教示ください。	S0-P10については、牧草地との境目で植林地の際に地点を落とし林縁の環境を観察するため地点を選定いたしました。方法書に記載のある調査地点の環境概要について、植林地、牧草地・草原に修正いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-30	549	表6.2.1-17 植物に係る調査内容の詳細	1次	植物相を把握するための踏査ルートが不明ですので、現時点で想定している踏査ルートをお示し下さい。また、現時点で想定している踏査ルート以外のルートも踏査する予定がある場合は、そのルートの選定基準についても合わせてお示しください。	任意踏査のルートについては、今後の風車の配置の検討に応じて、風車の改変区域内及び道路等の風車以外の改変区域も含めて確実に網羅できるようにルートを選定するため、現時点ではルートは確定していません。
6-31	550 616	図6.2.1-11 図6.2.2-11 【植物】	1次	それぞれ自然環境類型の区分図にて調査地点を示していますが、参考に植生自然度図をご教示ください。	別添資料「No.6-31対応_植物調査地点」のとおり、植生自然度図をお示しいたします。
6-32	559	表6.2.1-25 生態系に係る調査内容の詳細	1次	①上位性注目種の調査に係る踏査ルートが不明です。現時点で想定している踏査ルートをお示し下さい。また、現時点で想定している踏査ルート以外のルートも踏査する予定がある場合は、そのルートの選定基準についても合わせてお示しください。 ②餌資源（ネズミ類）調査について、トラップ設置数が記載されていませんが、動物調査のトラップ法と同様の設置数で調査されるという認識でよろしかったでしょうか。 そうではない場合、ピットフォールトラップの設置数は、一地点あたり（環境区分毎に）少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。またその際、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、トラップ回収時のみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますので、確認頻度についてどのように考えるか、合わせて伺います。	①任意踏査のルートについては、今後の風車の配置の検討に応じて、風車の改変区域内及び道路等の風車以外の改変区域も含めて確実に網羅できるようにルートを選定するため、現時点ではルートは確定していません。 ②餌資源調査のトラップ設置数については、ご認識のとおりです。 ピットフォールトラップ（墜落缶）については、設置数を増やすとともに設置エリアを広くした方がより適切に小型哺乳類の生息状況を把握できると考えることから、1地点あたり20個程度のトラップを設置して、調査を実施いたします。トラップ設置後の確認頻度につきましては、トラップ回収までに、早朝～午前中に点検を最低1回以上実施し、トラップによる大量死を回避するよう努めます。
6-33	563 629	表6.2.1-27(2) 表6.2.2-27(2) 【景観】	1次	6. 予測の基本的な手法について、 ①「フォトモニタージュ等の視覚的な表現方法を用いて、（中略）視覚的表現により予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモニタージュを活用したアンケートは実施されるでしょうか。影響予測の手法について具体的にお願いします。 ②累積的影響について、『他事業の事業内容等が明らかになった場合において、必要性を検討した上で実施する』とのことですが、事業のどのような情報が明らかになり、どのような場合に必要であると判断するのか、具体的に教えてください。	①現時点でフォトモニタージュを用いたアンケート調査は予定していません。景観の影響予測として、フォトモニタージュの作成及びフォトモニタージュによる風力発電機の垂直見込角、主要な眺望方向等の整理を行う方針です。 ②「他事業の事業内容等」とは、景観の累積的影響の予測で必要となる風力発電機の位置やハブ高さ等の諸元を指しています。「必要性を検討した上で」とは、予測地点から他事業の風力発電機が「景観対策ガイドライン（案）」において「景観的にほとんど気にならない」とされる垂直見込角1度以上で視認される可能性のある等、景観の累積的影響が生じる可能性がある場合に必要であると判断いたします。
6-34	563 629	表6.2.1-27(2) 表6.2.2-27(2) 【景観】	1次	配慮書段階で、「今後、風車の配置検討をする中で、水平方向に風力発電機が広く配置され、眺望点から広く視認される場合に、必要に応じて水平視野角の予測について検討します。」と回答がありましたが、本図書の風力発電機設置検討範囲だと、南北に10km以上風車が設置されることとなるため、垂直見込角だけではなく、水平視野の予測も必要と考えます。また、宗谷丘陵地区の北部に計画されている（仮称）宗谷丘陵風力発電事業と風車が連続する可能性があり、累積的影響についても同様の予測が必要と思われるのですが、予測手法の追加について事業者の見解をご教示ください。	準備書において水平視野についても予測いたします。また、宗谷丘陵地区の北部に計画されている（仮称）宗谷丘陵風力発電事業と風車が連続する可能性も考慮した上で累積的影響についても同様に水平視野を含めて予測いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-35	564 630	図6.2.1-15 図6.2.2-15 景観（主要な眺望点及び身近な視点場）	1次	<p>①SO-V01とKA-V01は同じ地点でしょうか。</p> <p>②大規模草地牧場の調査地点が示されていますが、広範囲にわたって牧場が存在していることから、調査地点を複数地点とすることも有効と考えますが、本地点のみを調査地点に設定した理由をご教示ください。</p> <p>③配慮書知事意見でシーニックバイウェイの追加について意見しましたが、関係機関等へのヒアリングの結果、どのような検討を行い、なぜ追加しないこととされたのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>④上幌延地区の区域東側からの眺望点を選定されていませんが、なぜ選定しなかったのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①SO-V01とKA-V01は同じ地点です。</p> <p>②大規模草地牧場の地点については、風力発電施設が垂直見込角1度以上で視認される可能性のある範囲内もしくはその周辺に位置し、不特定かつ多数の利用があり、主要な眺望点となっていることから設定しておりますが、ご指摘のとおり、現地の状況を再度確認し、本地点以外にも眺望や風力発電施設の見え方等について、景観のバリエーションが得られ、現状をより適切に把握できる場合は、複数の調査地点についても検討いたします。</p> <p>③配慮書から方法書において対象事業実施区域の絞り込みを行ったことで、本事業に関係すると考えられる宗谷シーニックバイウェイは、視野角1度の範囲から大きく離れていること等から、眺望点又は視点場として選定しておりません。また、自治体へのヒアリングにおいても特段のご指摘はございませんでした。</p> <p>④上幌延地区の区域東側に関しては、その多くが樹林地となっており、周辺には住宅等も存在しておりません。また、自治体へのヒアリングにおいても特段のご指摘はございませんでした。以上のことから、上幌延地区の区域東側には眺望点は選定しておりません。</p>
6-36	565 631	表6.2.1-28 表6.2.2-28 景観調査地点	1次	<p>①各地区の身近な眺望点をそれぞれ選定していますが、何を根拠にこれらの地点を設定したのかご教示ください。</p> <p>②現時点での風力発電機設置検討範囲における、各眺望点からの距離及び垂直見込角をお示しください。</p> <p>③調査地域対象となる対象事業実施区域から12kmの範囲内にありつつ、調査地点に選定されていない眺望点等がありますが、前ページの図のみでは、どのような眺望点が存在し、どのような理由で非選定としたのか分かりにくいので、本表のような表形式で非選定箇所及び非選定根拠をご教示ください。</p>	<p>①風力発電機が垂直見込角1度以上で視認される可能性のある範囲内もしくはその周辺に位置し、地域の住民等の不特定かつ多数の利用がある地点を、公民館、公園等の視点場となりうる地点から設定いたしました。</p> <p>②別添資料「No.6-36②_眺望点からの距離と最大垂直見込角」にお示しいたします。</p> <p>③別添資料「No.6-36③_主要な眺望点の非選定理由」にお示しいたします。</p>
6-37	567 633	表6.2.1-29 表6.2.2-29 【人触れ場】	1次	<p>①工事用資材等の搬出入の影響をみる調査地域の設定範囲を「工事用資材等の搬出入に用いる車両が集中する主要な走行ルート遠藤及びその周辺の地域」としてはいますが、本事業の車両走行は稚内港や天塩港、浜頓別町から長距離に渡って走行が想定されているので、対象事業実施想定区域周辺のみではなく、車両走行ルート周辺にあり、アクセスルートが重複するおそれのある地点は調査地点として選定すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえて、車両走行ルート周辺の人と自然との触れ合いの活動の場を挙げた上で、他に調査地点とすべき人と自然との触れ合いの活動の場はないか、ない場合は、車両走行ルート周辺にありながらアクセスルートが重複する可能性がないとする理由をそれぞれご教示ください。</p> <p>②調査期間を「適切な時期」としてはいますが、p.570、636に挙げている人と自然との触れ合いの活動の場それぞれについて、「適切な時期」をどのように考えているのか、ご教示ください。</p>	<p>①対象事業実施区域の近くでは、複数ルートから来る工事関係車両が1本の道路に集約し、台数が集中する可能性がございます。このため、少し離れた幹線道路等に比べて、対象事業実施区域の近くの幹線道路に接続するまでの一般道等に対して交通への負荷が掛かり、道路交通騒音・振動への影響が生じる可能性があることを考慮し、調査地点を設定いたしました。なお、上記のように調査地点を設定しておりますが、万が一、対象事業実施想定区域より少し離れた主要な人と自然との触れ合いの活動の場が道路沿道に位置する工事関係車両の走行ルートにおいて、現況より大幅に走行台数が増加することが想定される場合には、必要に応じて調査地点の追加を検討いたします。</p> <p>②以下の時期を想定しております。</p> <p>【沼川みのり公園】現時点では、公園の利用状況が定常的と考えられる春季～秋季（降雪期以外）のうち、関係市町村の過去の観光入込客数等から、利用が多いと想定される夏季を予定しております。</p> <p>【ふるさとのもり森林公園キャンプ場】現時点では、キャンプ場の営業期間のうち、関係市町村の過去の観光入込客数等から、キャンプ場の利用が多いと想定される夏季を予定しております。</p> <p>【トナカイ観光牧場】牧場の営業期間のうち、関係市町村の過去の観光入込客数等から、牧場の利用が多いと想定される夏季を予定しております。</p> <p>【とほてエフットバス（豊富町、幌延町）】現時点では、自然鑑賞の主な対象の一つである野鳥を観察するのに適していると考えられる時期のうち、野鳥の出現の多い春季～夏季を予定しております。</p>
6-38	570 636	表6.2.1-30 表6.2.2-30 人触れ場の概要及び設定根拠	1次	<p>配慮書知事意見でシーニックバイウェイの追加について意見しましたが、どのような検討を行い、なぜ追加しないこととされたのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>配慮書から方法書において対象事業実施区域の絞り込みを行ったことで、本事業に関係すると考えられる宗谷シーニックバイウェイは、対象事業実施区域や視野角1度の範囲から大きく離れていること等から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては選定しておりません。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-39	572 638	表6.2.1-31(1) 表6.2.2-31(1)	1次	『産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び最終処分量を工事計画に基づいて予測する』とありますが、中間処理量の把握は含まれているのでしょうか。	建設副産物実態調査による再資源化施設で中間処理された建設副産物の多くが有効利用されることから、中間処理量は有効利用量に含めて整理する方針です。
6-40	604 ～ 608	図6.2.2-6～10 動物調査地域、調査地点	1次	本区域南部について、風力発電機設置検討範囲周辺に調査地点が設けられておらず、いずれも区域外縁部での調査となっていますが、なぜ区域内部に設定していないのが、事業者の見解をご教示ください。	調査地点については現地を確認し、人の安全を確保した上でアクセスが可能な地点を設定しております。また、対象事業実施区域及びその周辺の環境を把握できるように、調査地点を配置いたしました。
6-41	608	図6.2.2-10 動物調査地域、調査地点【魚類、底生動物】	1次	風力発電機設置検討範囲の一部（KA-F13西部付近、KA-F03南部）の集水域が調査対象外となっています。これらの区域は調査がなされないこととなりますが、調査地点に追加する必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	KA-F13西部付近、KA-F03南部については、今後の現地調査において、ご指摘の集水域の状況や環境等を確認して、そのエリアが既に改変された箇所ではなく、樹林等が残っているような環境でかつ河川へ流れていく可能性が想定される環境であれば、その下流域での調査地点の追加を検討いたします。
6-42	618	表6.2.2-21 上位性注目種の選定（上幌延地区）	1次	ノスリとチュウヒの評価基準や選定結果の内容が同条件ですが、図書ではチュウヒを本区域の上位性注目種に選定されています。上幌延地区には樹林地及び草地のいずれも確認できませんが、次ページの典型性注目種の説明にもあり、「対象事業実施区域内は主に樹林環境」と認識している中、主な生息環境が草地であるチュウヒを上位性注目種に選定した理由をご教示ください。	対象事業実施区域内は主に樹林環境であるものの、草地環境も対象事業実施区域周辺に連続して広がっていること、その草地環境の風力発電機設置検討範囲に近い箇所でチュウヒの繁殖利用の可能性が示唆されることから、生態系の上位性として、チュウヒを選定しております。今後の調査において、例えば樹林性のノスリ等の風力発電機設置検討範囲により近い箇所で繁殖利用が確認されるようであれば、生態系の上位性として選定する方針です。

7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-1	646	表7.1-1 No. 11	1次	図書の縦覧や意見書の募集に係る周知についての意見があり、「社内で検討いたします。」との事業者の見解が示されていますが、具体的にどのような検討を行い、方法書段階ではどのような対応をされたのかをご教示ください。	配慮書以降の対応として、弊社による環境影響評価図書の公開期間を最大1年間と従来よりも延長するとともに、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）からも閲覧できるようにしております。また、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）から弊社HPにアクセスできるようにすることで、幅広い意見の募集に努めております。 <参考> http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-2_search/result_houhou.html?map_link=1&jid=0000_2021_048-0-0&reassess=0
7-2	646	表7.1-1 No. 12	1次	図書の閲覧方法についての意見があり、「関係する自然保護団体様等への紙媒体の図書の提供についても、検討いたします。」との事業者の見解が示されていますが、具体的にどのような検討を行い、方法書段階ではどのような対応をされたのかをご教示ください。	自然保護団体様等への図書の提供については社内でも検討中であり、本案件については提供は行っておりません。なお、鳥類の専門家のうち、1名は自然保護団体の職員になりますが、その方にはヒアリングの際、方法書の調査手法を記した紙媒体をお渡ししております。
7-3	652	表7.1-1 No. 26	1次	意見書の提出方法についての意見があり、「今後は、電子メールによる提出も行えるように検討いたします。」との事業者の見解が示されていますが、具体的にどのような検討を行い、方法書段階ではどのような対応をされたのかをご教示ください。	配慮書以降において検討した結果、中継される経路やサーバーの不具合でメールが消失する可能性があることや使用しているメールソフトによっては正しく表示されない場合があること、ウイルス等のセキュリティ上の観点も踏まえ、引き続きご意見は郵送または意見書箱でいただくこととしております。
7-4	685	3) 風車の影への配慮	1次	表7.2-2(1)で、対象事業実施区域から最近接の住宅等との距離が500mで風車の影の影響が生じる可能性があるとし、住宅等からの距離に留意して風力発電機の機種及び配置を検討するとしていながら、方法書時点での最近接の住宅等からの距離は配慮書時点と同じく500mとなっています。対象事業実施区域の検討に当たって、なぜ配慮書時点と同様の距離で良いとしたのか、具体的な根拠をお示しの上、ご教示ください。	方法書においては風力発電機を設置する可能性がある場所を風力発電機の設置検討範囲として広めに設定しております。そのため、まずは「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成23年）を基に、風力発電機から300m以上400m未満までの距離にある民家において継続している苦情等が最も多く発生している調査結果が報告されていることから、本事業でも最低限500mの距離を確保することを示したものといたします。 なお、報告書の当時より風力発電機のサイズが大きくなっていることや騒音においては地形等により伝播特性が異なることから、現地調査により音環境を把握し、予測及び評価の結果を踏まえた上で、住宅等から距離を確保する等の環境保全措置を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-5	687	7) 景観への配慮	1次	幌延ビジターセンターやカムイト沼湖畔からの眺望へ配慮して対象事業実施区域を絞り込んだ、とのことですが、配慮書知事意見でも影響の回避又は十分な低減を求めた大規模草地牧場については、具体的にどのような配慮を実施し、対象事業実施区域を設定したのかをご教示ください。	「大規模草地」については配慮書時は四方を取り囲むように事業実施想定区域を設定していましたが、方法書において対象事業実施区域を絞り込んでおります。なお、今後の現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握に努め、フォトモンタージュを作成する等、適切に予測及び評価を行います。その結果を踏まえた上で、風力発電機の配置の検討に反映する等、事業の実施による影響を回避又は十分に低減するように努めます。
7-6	687	8) 人と自然とのふれあい活動の場	1次	①人と自然との触れ合い活動の場への配慮で、豊富自然公園やエサヌカ原生花園への直接改変による影響等が懸念されたことから、これらへ配慮し対象事業実施区域から除外した、とのことですが、配慮書時点で豊富自然公園は事業実施想定区域に含まれていません。人と自然とのふれあい活動の場に対する正しい検討内容をお示しください。 ②『エサヌカ原生花園』と記載されていますが、正しくは『エサヌカ原生花園』なので、修正してください。	①ご指摘のとおり豊富自然公園は配慮書時点の事業実施想定区域には近接するもの含まれておりませんが、大臣意見において豊富自然公園に関して回避又は極力低減するようとの意見が提出されており、それを受けて今回の方法書における対象事業実施区域にも含めなかった旨を記載しております。 ②別添資料「No. 7-6 主要な人と自然との触れ合いの活動の場」のとおり修正いたしました。
7-7	688 ～ 690	図7.2-10 事業実施想定区域（配慮書段階）と対象事業実施区域（方法書段階）	1次	p. 484にある経済産業大臣には、想定区域からの絞り込み又は複数案の比較検討に関する検討経緯を明確にするよう意見があり、「事業実施想定区域からの絞り込みに関する検討経緯を明確にするように努める」と事業者の見解が示されていますが、本図では配慮書段階の区域と方法書段階の区域のみが示されており、p. 685～687に文章で示された絞り込みの過程に沿って適切に絞り込まれたかが判断できない図となっています。 「想定区域からの絞り込みに関する検討経緯を明確にするよう、p. 685～687に記載の項目ごとに絞り込みされていることが分かる図をご教示ください。特に、以下の内容については具体的に説明した上で、その場所が明確になるよう図中に示してください。 ①騒音への配慮・風車の影への配慮 配慮書で除外した配慮が特に必要な施設の500mの範囲に加え、さらに除外したとする「騒音（風車の影）に係る影響へのより一層の配慮」を実施した箇所及び配慮の具体的な内容 ②動物への配慮(1) 海ワシ類の渡りに関して「これら報告されているルートとなるべく対象事業実施区域から除外するよう検討」した箇所及び検討の結果除外できなかった箇所 ③動物への配慮(2) イトウの産卵床への配慮により除外した箇所（イトウの産卵床及びそれが生息する流域と本対象事業実施区域を重ねた図） ④「方法書において追加した範囲」の必要性	①～③別添資料「No7-7_影響へのより一層の配慮箇所」にお示しいたします。①騒音への配慮・風車の影への配慮として、騒音（風車の影）に係る影響へのより一層の配慮として、学校や医療機関等が周辺に存在する範囲を除外いたしました。②動物への配慮(1)として、海ワシ類の渡去前、渡去時の飛翔が報告されているルートを除いたしました。③動物への配慮(2)として、イトウの産卵床の分布が報告されているエリアを除外いたしました。④その他の配慮として、北海道大学研究林の範囲についても除外いたしました。 ④方法書p7、8、10に宗谷丘陵地区、p18、19、21に上幌延地区の対象事業実施区域（道路改良等）をお示ししております。 具体的な風力発電機の設定位置が確定していないことから大型資材及び工事用車両の輸送ルートについては走行する可能性のある道路を対象事業実施区域に追加しております。 簡易土木造成検討を行った結果、以下の用途にて使用する可能性が浮上したことから、対象事業実施区域に追加しております。 p7、8、10：宗谷丘陵地区のサイト北西部及び南西部の尾根への進入路の候補として道道121号稚内幌延線から対象事業実施区域に至るルートをご想定しております。 p18、19、p21：上幌延地区のサイト北西部及びサイト南部の尾根への進入路の候補として道道121号稚内幌延線から対象事業実施区域に至るルートをご想定しております。

8. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		